

令和3年度

第7回御船町議会定例会(12月会議)

議 案

令和3年12月9日(木)

令和３年度第７回御船町議会定例会（１２月会議）議事日程

令和３年１２月９日（木）午前１０時開議

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

第 ３ 一般質問

第 ４ 報告第１２号 専決処分の報告について
【別冊】

第 ５ 議案第２６号 財産の無償譲渡について

第 ６ 議案第２７号 御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

第 ７ 議案第２８号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第 ８ 議案第２９号 令和３年度御船町一般会計補正予算（第９号）について
【別冊】

第 ９ 議案第３０号 令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第３号）について
【別冊】

第１０ 議案第３１号 令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算
（第２号）について
【別冊】

第１１ 議案第３２号 令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第１号）について
【別冊】

第 1 2	議案第 3 3 号 【別冊】	令和 3 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 1 3	議案第 3 4 号 【別冊】	令和 3 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計 補正予算 (第 3 号) について
第 1 4	同意第 3 号	御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 5	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
第 1 6	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
第 1 7	陳情第 5 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、 2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年12月9日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第15号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第8号）について

議案第26号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

御船町長 藤木 正幸

1 譲渡財産

設 備	平成21年度御船町地域情報通信基盤整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び付属設備
財 産 の 所 在 地	御船町地内、嘉島町地内、益城町地内、甲佐町地内及び山都町地内

2 譲渡の相手方

住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目12番20号

商 号 株式会社QTnet

代表者 代表取締役 社長執行役員 岩 崎 和 人

(提案理由)

財産の無償譲渡については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 27 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

御船町国民健康保険税条例（昭和 31 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 12 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）」が令和 3 年 6 月 11 日に、
「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）」が令和 3 年 9 月 10 日に公布されたこと及び字句訂正のため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険税条例（昭和31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」を「所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改める。

第3条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第5条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第5条の2の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）と」を「（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条の見出し中「発生消滅等に伴う賦課」を「発生、消滅等に伴う賦課」に改め、同条第1項中「納税義務の発生した者」を「納税義務が発生した者」に、「同条同項」を「その減額後」に改める。

第23条中「次の各号の1」を「次の各号の一」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に、「特定同一世帯所属者 1人につき」を「特定同一世帯所属者1人につき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 3,750円
- ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 6,250円
- ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 10,000円
- ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 12,500円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した世帯 1,350円
- ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した世帯 2,250円
- ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

第23条の2中「特例対象被保険者をいう」を「特例対象被保険者等をいう」に、「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「長期譲渡所得金額（租税特

別措置法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に、「第36条第1項」を「第36条」に、「「及び山林所得金額」並びに」を「「及び山林所得金額並びに」に改める。

附則第6項から第8項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第9項中「又は、雑所得」を「又は雑所得」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項から第13項までを次のように改める。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定す

る特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額

並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第26条関係）

国民健康保険税減免申請書

年 月 日

御船町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

御船町国民健康保険税条例第26条の規定による減免を受けたく、次のとおり申請します。

年度	納付すべき税額	減免を受けようとする税額
	円	円
減免を受けようとする事由		
(1) 税条例第26条第1項に規定するもの 国民健康保険法第59条の給付制限のため		
(2) 税条例第26条第2項に規定するもの		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の御船町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 28 号

御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
御船町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 12 月 9 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」及び「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令」が令和 3 年 8 月 4 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日から施行される。

このことに伴い、御船町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に、「16,000 円」を「12,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

同意第 3 号

御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
御船町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

- | | | | |
|---|------|-------|------------|
| 1 | 住 所 | 御船町 | |
| 2 | 氏 名 | 藤岡 正視 | (ふじおか まさみ) |
| 3 | 生年月日 | | |

令和 3 年 1 2 月 9 日

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

- 1 住 所 御船町 [REDACTED]
- 2 氏 名 宮崎 靖 (みやざき やすし)
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年12月9日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

- 1 住 所 御船町 [REDACTED]
- 2 氏 名 中村 恵子（なかむら けいこ）
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年12月9日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

これが、この議案を提出する理由である。